

百間村水害誌 全

## 百間村水害誌

### 序

駸々たる科学の進歩は、よく自然を征服して凱歌を奉ずるを得るに至れりと雖ども、非常の天変地異に對しては人力の以て如何ともすること能はざるものあり。明治四十三年八月の大洪水の如きは、蓋し其の一つならんか。琉球列島南方洋上に現れたる低気圧の一大団は、東南の烈風に煽られて我が本州に来襲するや天地も滅せんばかりの大豪雨となり、急激なる河川の汎濫は遂に堤防の決潰を來たし、無慘や本州中部地方の大部分をして忽ち一大濁海と化し去りたり。吁嗟天なる哉、命なる哉、殆んど半歳の久しき寒暑と戦ひ風雨に沐したる農民の勤勉劳苦も、父祖幾世受けつぎ來りし巨万の財宝も、あはれや一朝にして濁流の奪ふ所となり了りぬ。

加之父母を失ひ子に先立たれ、着るに衣なく喰ふに食なく空しく、一命を天に委したる者抑幾人なるを知らず。天道果して是か非か、吾人今にして之を疑はざらんと欲するも能はざるなり。今にして當時

を追想すれば、惨<sup>さん</sup>たる光景目前に迫りて、転々総身の慄然<sup>りつぜん</sup>たるを覚ゆるものあり。想ふに、今回の大洪水は其の面積の広汎<sup>こうはん</sup>なるに於て、其の被害の激甚なるに於て、蓋<sup>けだ</sup>し前古稀<sup>こき</sup>に見る所ならん。

本村亦其の被害を共にす。故に、聊<sup>いやく</sup>か本村当時の状況を叙し、以て後日の参考に資せんとす。

本誌の資料は、主として本村役場及び学校に保存せる水害関係書類により蒐輯<sup>しゅうしゅう</sup>したるものなり。

本誌は、去る明治四十四年八月編述<sup>へんじゆつ</sup>したるものを今回訂補増したるものなれども、全く誤脱なきを保せず、後日を俟<sup>ま</sup>つて更に訂正を行わんとす。

大正二年九月

編者識す

# 百間村水害誌

## 目次

第一章 本村水災の沿革

第二章 県下一般の状況

第三章 中条堤防決潰の飛報

第一節 飛報到達前の状況

第二節 飛報到達後の状況

第四章 中条堤防と本村との地理的關係

第五章 出水当時の状況

第一節 急劇なる洪水の襲来

第二節 特殊なる危難

第六章 本村被害の状況

- 第一節 浸水の最も激甚げきじんなりし地方
  - 第二節 浸水の面積
  - 第三節 浸水しんすい戸数
  - 第四節 家屋建築物の被害
  - 第五節 道路堤防橋きょうりょう梁の被害
  - 第六節 人畜の死傷
  - 第七節 農作物の被害
- 第七章 学校被害の状況
- 第一節 本校舎及附属建物の被害
  - 第二節 分校舎の被害
- 第八章 御真影の奉護

第九章 羅災者救護救済の状況りさいししゃ

第一節 救助船の派出

第二節 避難者及び避難所

第十章 炊出救助と食品救助たきだし

第一節 炊出救助

第二節 食品救助

第十一章 種子救助

第一節 粃もみ種子救助

第二節 大麦小麦並に蕎麦そば種子救助

第十二章 御下賜金かし

第十三章 皇族並に一般篤志者寄贈金品とくしししゃ

第十四章 本村篤志家の事績

- 第十五章 村吏員りいんの活動
- 第十六章 学校職員がくせいしんの活動並ニ当時学校がくせいの状況
- 第十七章 篤志者善行者あつししゃぜんこうじやの表彰
- 第十八章 産業並さんぎやうに生活上じやうじやうに及ぼしたる影響
- 第十九章 教育上きやうじやうに及ぼしたる影響
- 第二十章 羅災貧窮りさいひんきやう兒童じやうの取扱
- 第一節 教科書きやうこの給与並じやうに貸与
- 第二節 学用品がくじやうひんの給与
- 第二十一章 水害地視察みづがいはんし
- 第一節 視察しの動機
- 第二節 視察しの實際
- 第二十二章 義勇救助船新造ぎゆうきうじゆせんじやう

第一節 新造の趣意

第二節 方法

第三節 義金額と人員

第四節 救助船の新造

第五節 新造救助船の縦覧じゅうらん

第六節 救助船の保管と使用方法

第七節 趣意者と義金醸出者きよしゅつしや

補遺

第一章 諸税免除金額

第一節 地租免除額

第二節 県税地租割及び県税戸数割免除額

第二章 本村負担の諸費



## 第一章 本村水害の沿革

茲こゝに、明治四十三年八月に於ける本村水害の状況を記すに当り、順序として其の沿革の大要を記せば、次の如ごとし。

### 第一回 天明六年丙午の水災

天明六年七月、北葛飾郡権現堂川村地内木立きだちの堤塘決潰ていとうし。本村亦また、其の害を被こうむれり。

### 第二回 弘化三年丙午の水災

弘化三年六月十六日より大雨降続き、同月二十八日遂ついに北埼玉郡羽生領川俣地内利根川堤防決潰し、濁流だくりゅうは滔々とうとうとして本村をも襲おそい、為に床上二、三尺浸水の惨状さんじょうを呈せり。

### 第三回 安政六年己未の水災

安政六年八月二十五日夜の暴風雨にて、北埼玉郡川俣村地内利根川堤防決潰し、本村は農作物全部收穫かいむ皆無ひうんノ悲運ひうんに会せり。

#### 第四回 明治二十三年庚寅ノ水災

明治二十三年八月二十三日の暴風雨にて、北埼玉郡上中条利根川堤防決潰し、濁流滔々として殺倒し来り、遂に本村にも其の襲撃を受くるに至れり。然れども、四十三年のそれに比して水量も比較的少なく、且つ多少の時日を要したると、時恰も八月下旬に際したるとにより、農作物も若干の収穫を見るを得るに至りしは、不幸中の幸いともいふべきか。

#### 第二章 県下一般の状況

既に第一章に於て述べし如く、本村は天明以後、百二十有余年間に前後四回の大水災に遭遇し、幾多の危難と困苦と戦ひたり。而も、明治四十三年八月の大水災は前回の何れにも勝りて、悲惨を極めたるものにして、想一度當時に馳する毎に、轉た総身の慄然たるを覚えざるを得ざらしむるものあり。

今、茲に本村水災の状況を記するに先ち、順序として聊か県下一般の状況を記さんとす。

陰鬱なる梅雨始めて 霽れて、炎威赫灼たるべき七月にあたりて、天候動もすれば序を失い、曇天陰

雨常に多く、時にならぬ冷氣肌を襲ふこと屢々なり。されば、農家は作物の發育を氣遣いて、朝な夕な空打ちながめて、安き心もなし。

越えて、八月に至りて早くも小樽浸水の報あり。ついで、静岡、山梨関東諸府県大雨の報頻々として聞え、人心漸く動揺を來せり。

我が埼玉県にては、七日の夜、豪雨あり。越えて八日、九日猶霽模様見えず。あまつさえ南東の風強く吹き加はりて、黒曇飛ぶが如く北西の空に流れ、天候漸く陰悪の兆候を示せり。果然其の夜より沛然たる豪雨は、盆を覆すが如く降り来り、十日に至るも猶やまず、却て其勢猛烈となり、四面黯黹として昼尚暗く、天地も為めに滅せんかと疑わるゝ計の光景を呈せり。此の如きこと一昼夜、十一日に至りて雨全く止み、一天拭ふが如く晴渡りて、暑熱殊に甚だし。然れども時は已に遅く、諸川は刻一刻に暴漲を來たし、荒川の水量は十日の夜、秩父郡皆野村に於て三十二尺に及び、利根川は栗橋に於て、二十餘尺の水位を示すに至れり。啻に此の二大巨流に止まらず、其他の諸川も時々刻々に汎濫決潰の危機に迫れり。

されば、数多の人々は連日連夜、不食不飲の困備<sup>くるしみそなう</sup>べ疲労にも屈せず、晝夜死力を竭<sup>ちゆうや</sup>して防水に力<sup>つと</sup>めたれども、大なる天災は人力の之を如何ともする事能<sup>あた</sup>はず。十日夜半より十一日に至り、利根川、荒川の巨流を始めとし、入間川、都幾川<sup>とき</sup>、越邊川<sup>おっぺ</sup>、綾瀬川、元荒川等頻々<sup>ひんびん</sup>として汎濫<sup>はんらん</sup>し、遂<sup>つい</sup>に堤防を決潰するに至れり。万事休矣<sup>ばんじきゅうい</sup>。急ち見る狂乱せる濁流は滔々<sup>とうとう</sup>として天に沖し縦横に汎濫漲溢<sup>はんらんちよういつ</sup>して、あはわれ夕立の空より広き武蔵野平野の大部分をして一望涯なき泥海<sup>どろうみ</sup>と変じ去り、阿鼻喚叫<sup>あびかんこう</sup>の声は天地を蔽<sup>おお</sup>い、悽慘<sup>せいさん</sup>たる光景真に目も当てられぬ惨状を呈せり。

かくて、民家の浸水せるもの約八万五千、流失せるもの一千六百、潰破<sup>かいは</sup>せるもの二千二百に至せり。人命<sup>また</sup>の死傷亦四百<sup>たれ</sup>に垂んとす。

之をしも、惨事と云うはずして何ぞ。当時、家財米穀の浸水流失に遭<sup>あ</sup>ひて焚出<sup>たきだし</sup>給与を受けたるもの、その数実に三十三万県下人口の四分一に達し、田圃<sup>たんぼ</sup>の浸水被害は約十万町歩、全耕地段別の十分の六を越え、被害無き町村は、全県下を通じて僅々<sup>きんきん</sup>二十四を数ふるに過ぎず。洵<sup>まこと</sup>に稀有<sup>けう</sup>の大災にして、東西南北見る

ものとして慘憺さんたんたる光景ならざるはなく、聞くものとして悲哀ひあいの声ならざるはなし。

### 第三章 中条堤塘決潰ていとうの飛報

#### 第一節 飛報到達前の状況

さしも猛烈に降りしきりし十日夜来の大豪雨も、十一日に至りて全く霽はれ朝来暑熱こと殊に甚だしく、見渡せば四方の林は眠れる如く梢こずえを渡る風だにもなし。されば、今後の天候にして持続せば、よしや豊年万作の歌や踊は見聞かずとも、秋の収穫期には相当の多忙をいたすならんと危懼きぐの中にも尚一縷いちるの光明を認め、否、期待し居たるぞ無理なけれ。

然れども争あらそううべからざるは諸川水嵩みずかさの激増にして、古利根川、隼人堀及其他の用悪水は時既に汎濫はんらん漲溢いっして平島前、笠原耕地、中寺、谷垂前耕地は宛然えんぜんたる大湖海と変じ、其他の耕地も多くは稲の葉尖を現はすのみ。耕地の状態既にかくの如くなれば、台地を通ずる道路を除きては、多くは下駄げた、足駄あしだの通行を防げ、殊ことに赤松浅間前より杉戸停車場に通ずる砂利道、及び半縄道の如きは水深脛すねを没するに至れり。か

くては農家は、尚其被害の減少を計らんがため、朝来鋤劔すきてんを肩かげ、土俵かを擔かいで東奔西走する様、宛然えんぜん戦場に異ならず。

## 第二節 飛報到達後の状況

前節に於て述べし如く、十一日の本村は既に洪水の状態を現出せり。然れども人は明日にも此の水の何れにか引退きて、そよ吹く風に緑の波の打寄するを眺ながむるならんと信じて疑はざりき。否、かくあれかしを祈りてやまざりしなり。然れども、そは一場の夢想に過ぎざりしなり。あまりに強烈なる空想にてありしなり。果然かぜん、午前十一時頃に至り篠津村役場より事態危急の通報と同時に、応援人夫の派遣はけんを要求し来り。されば本村にては、取敢とりあええず六名の人夫を急派し、暫しばらく後報の到着を待てり。然るに、驚くべき大凶報！中条堤防決潰の飛報は、村内一般に公報せられたり。あわれ、この刹那に於ける本村民四千有余の情緒や如何いかんなりけん。宇宙の万象ばんしようは寂として声なし。声なきは何ぞ驚愕きやうがくその極に達し、茫然ぼうぜん自失じしつ、人をして其のなす所を知らざらしめたればなり。稲は未いまだし、大豆は青し、取り入れんとするものは野菜を

除きては他に一物もあるなし。ばんじきゆうい萬事休矣。驚愕せるも道理なり。自失せるも無理なきなり。今は只だ家器財宝の流失を防ぐ準備をなす外他に、一途も発見すること能あたわず。かくて夕刻より白濁の流は、漸々ぜんぜん其の水嵩を増来り、夜に入りては警鐘の響四方に起り、喚叫かんきやうの声は天地を蔽おほい、人は走り、堤燈は飛び、宛然えんぜんたる修羅の巷しゆら。之をしも修羅の巷と云わずして何ぞ。天平命か。おのれ遽にわかに長明を真似まねんとするにはあらねど、大原山の曇ふかくかくれて結びし方丈に、蕨わらひのほどろをしきつかなみをおいて、夜の伏床ふしどことなしながら松のひびきを秋風の楽とき々、水の音を流泉りゆうせんの曲とめでし心の中の思いやらるゝで是非ぜいひなければ。

#### 第四章 中条堤防と本村との地理的關係

中条堤防決潰の一報が如何いかに本村四千有余の民衆を驚せしめしかは、前章既に之を詳述しょうじゆつせり。然れども、如何なれば本村民がかくの迄までで同堤防の決潰恐るゝか、些ちかか其の理由を左に述べん。

誠に埼玉県地図を披ひらきて其の地勢を按あんずるに、中条堤防は本村の西北に位し、地勢亦甚またはなはだしく高し。加之同堤防の決潰に際しては、其その濁流だくりゆうを防禦ぼうぎよすべき一の堤防をも存せずされば、同堤防にして万一決

潰せんか狂乱せる濁流は恰も猛虎の群羊に対するが如く何等の抵抗障礙もなく急転直下の勢を以て殺到し来り、忽ちにして万頃の沃野も一望涯なき泥海と化去に至るなり。実に同堤防の決潰は、本村致命の大傷にして、本村民の恐れざらんと欲するも得てうべからざる所以なり。

## 第五章 出水当時の状況

### 第一節 急劇なる洪水の襲来

既に第一章に於て述べし如く、本村は天明以後四回の大水災を被り、今回を合して実に五回その災厄に遭遇せり。その中、明治二十三年の水災は比較的猛烈なりしと雖も、尚今回に比むれば猛烈の度に於て悲惨の状態に於て、遙に低劣なるものありたり。明治二十三年八月の水災は、同月二十三日の大暴風にて堤防決潰したれども、本村に襲来せしは二十五日の夜なりされば、其の間に三日の時日を存したり。加之時季も今回に比して十有余日を後れたれば、被害の程度も比較的甚大たるを免がれしと雖も、今回は全く之と異り、十日払暁堤防決潰するや濁流は最も猛烈なる勢を以て襲来し、十一日夜半より十二日



朝に至りては、はや本村の大部分を呑みつくし、午前十一時には増水既に最高度に達したり。此の如く急激なりしに加ふるに、事夜中に属せしを以て人々の狼狽一方ならず。親子相助けんとして能はず。近隣相救はんとして成らず。財宝を流失し米穀を浸し、瀕死の危難に遭遇して辛くも一命を全うせしもの、今更数ふる遅なき程なり。

## 第二節 特殊の危難

前節に於て述べし如く洪水の襲来急劇猛烈なりしに加ふるに、事夜中に属せしを以て危難中の危難に遭せしもの亦甚だ少なしというべからず。今、その二三を左に摘記せん。

一・道仏株内、停車場新道に添ふ三軒長屋に住せし成田某は、夜中ふと目を醒せしに濁流は將に庇に達せんとして、雨戸を開かんとせしも能はず。僅かに身を以て屋根裏にすがり大声救を叫びしも、一隻の救助船も来らず。遂には声もかれ、加ふるに食物の缺乏と疲労との為に一命將に危からんとせしが、天勾踐を空しうせず。遇に役場吏員の乗込みたる救助船に発見せられ、無事避難所に收容さるゝに至れり。

二. 同じく道仏株内の出来事なるが、十一日夜半ふと目を醒せし、濁流既に家の内外を壓して戸外に出づること能はず。ために、屋裏を破りて辛くも一家の生命を全うすることを得たり。

三. 姫宮にては、一人老婆二人の幼児と共に戸棚に避難せしが、濁流は刻一刻に増嵩し来り。あはや三人の命危からんとせしが、折から通りかゝりし救助船のために救はれたり。

四. 三千界隼人堀橋際に住みし柴崎某は、妻子家財を小舟に積載し激流を航破して避難せんとせしが、遂に能はず。逆巻く怒涛のために押流され、全く溺死を遂げたりとまで思われしが、辛くも古利根川の対岸不二山に流しつけられ、危き親子三人の命を取留得しは実に天祐なりしならんか。

五. 藤曾根の島村某は、流失せんとする風呂桶を引留めんとせしが、却て激流に卷込まれ、あわれ一命危ふしと見えしが辛じて側の柿樹に取りすがり大声救を求めたため、折から其の声を聞きつけて航し来りし救助船のために救われたり。此の外、種々の危難に遭遇し危き一命を助かりしもの、其の数尚多けれども限りなければこゝには之を略しつ。

以上記述せしは、危難のやゝ甚だしきものなれども、この外浸水床上に及びて住むに所なく、着るに衣なく、食うに食なく、進退能せしものは皆学校、役場、その他浸水せざる家屋特殊家の邸宅等に避難収容せられたり。之等これなどに関しては、後章に於いて詳述する所あるべし。

## 第六章 本村被害の状況

### 第一節 浸水の最も劇甚なりし地方

浸水の最も劇甚なりし地方は、平島、蓮谷、停車場、道仏、中洲島、松ノ木島、柚ノ木、内野、姫宮、戸崎方面にして、何れも浸水床上に及びしもの多く、其の最も甚だしきものに至りては、床上実に六尺に達せり。之を以て見るも、当時如何に惨状を極めしかを想見するに足らん。かくて、僅かに浸水の災厄さいやくを免れしは、本村の背梁部せりようぶたる金谷原、前原、中村、西、中寺の一地方にすぎず。

### 第二節 浸水の面積

本村浸水区域の広大なりしことは前節之を概説したれども、各種別により左に之を詳述せん。

田畑宅地其他総反別 七百七十八町六反八畝二十七歩

内浸水総反別 七百二十四町二反二畝<sup>せ</sup>二十四歩<sup>ぶ</sup>

之を細別せは次の如し。

田総反別 二百七十九町五畝一歩

内浸水 全部

畑総反別 三百五十二町二反七畝歩

内浸水 三百三十四町六反五畝歩

宅地総反別 六十町五畝二十歩

内浸水 五十四町歩

山林総反別 七十二町四反九畝四歩

内浸水 四十三町五反四畝四歩

原野総反別 十町一反三畝二十歩

内浸水 全部

池地総反別 三町七畝二十六歩

内浸水 全部

雑地反別 一反五畝十八歩

内浸水 全部

即ち、本村全面積の約九割三分は全く浸<sup>ひたし</sup>く浸水の大災厄<sup>だいさいやく</sup>に遭遇<sup>そうぐう</sup>せるものなり。

### 第三節 浸水戸数

当時本村の全戸数は六百十七戸にして、其の内床上まで浸水せしもの三百七十一戸、浸水にて止まりしもの百十一戸、合計四百八十二戸にして、全戸数の七割八歩に該当せり。之を各大字別によりて表示せば次の如し<sup>ごとし</sup>。

| 大字 | 全戸数 | 浸水戸数 | 非浸水戸数 | 全戸数と対する浸水戸数百分比 |
|----|-----|------|-------|----------------|
| 東  | 一六一 | 一一五  | 四六    | 七一・四三          |

|      |     |     |     |        |
|------|-----|-----|-----|--------|
| 中    | 七九  | 五七  | 二二  | 七二・一五  |
| 金谷原組 | 五四  | 一六  | 三八  | 二九・六八  |
| 西原組  | 一〇二 | 八六  | 一六  | 八六・三一  |
| 百間   | 七八  | 六八  | 一〇  | 九〇・〇〇  |
| 中島   | 九〇  | 八七  | 三   | 九六・六七  |
| 蓮谷   | 五三  | 五三  | 〇   | 一〇〇・〇〇 |
| 計    | 六一七 | 四八二 | 一三五 | 七八・一二  |

#### 第四節 家屋建築物の被害

水量大にして家屋の浸水せしもの前述の如く、其の数甚だ多かりしと雖も、幸に倒潰流失等の悲運に遭遇せしものなく、僅かに墻壁の倒潰落に止まりしは実に天祐といふも可ならん。

#### 第五節 道路橋梁の被害

道路橋梁の被害に至りては、さきの家屋建築物に比して頗る大なるものあり。従て、之が復旧に費したる工費も亦少からぬ額に達せり。左に当時道路費補助申請の結果、其の筋より補助せられたる全額、及被害個所を表示し合せて右関係書類を左に抄録せん。

|        |        |    |        |
|--------|--------|----|--------|
| 里道     | 字三千界   | 流滌 | 四一・四三  |
| 里道     | 字東谷垂   | 流滌 | 五三・八三  |
| 里道     | 字逆井平島間 | 流滌 | 三一・七九  |
| 里道     | 堤久保道   | 流滌 | 三九・四六  |
| 里道     | 大谷堤久保通 | 流滌 | 七二・九九  |
| 笠原中落架渡 | 字姫宮    | 破損 | 一〇六・一七 |

設計書

南埼玉郡百間村大字百間東

里道

字三千界

一道路流滌長九拾五間

巾に式間

此平積百九拾坪

路面不續直長九拾五間

平均巾式間 厚六寸

此土積拾九坪外參坪八合式割減土合土積式拾式坪八合

此工費全額四拾壹円四拾參錢

設計理由

本個所ハ低地ナルニ依リ、本年八月洪水ノ際、路面先滌サレ、路面中凹トナリ。殊ニ降雨ノ際ハ路面ニ雨水うすい溜溜シちよりゆう、通行非常ノ困難ナルニ依リ、平均六寸ノ不陸ふりくヲ施行セントス

右需用



材料其他 種類 員數 單位數量 同上計 單位 單價 金額

摘要

土 二二.八

立坪

長九拾五間平均巾式間厚六寸路面不陸直

定土

九一〇

土運搬立坪四人車運搬距離四丁

人夫 九.五

一一九.七 人

土実堅メ立坪人夫五卜十九坪分

一九.〇

路面不陸直平壱坪人夫壱人

計

四一四三〇

図面を略す

設計書

南埼玉郡百間村大字百間東

里道

字東谷垂

一道路流滌長百式拾間

巾九尺

此平積百八拾坪

路面不陸直長百式拾間

平均巾九尺 厚六寸

此土積拾八坪

外式坪六合減土

合土積式拾坪六合

此工費額金五拾參円八拾參錢

設計理由 需用 図面を略す

設計書

南埼玉郡百間村大字百間金谷原組

字逆井平島間

一里道 長百間 巾七尺

此平積百六拾六坪七合

路面不陸直長百間 平均巾七尺 厚六寸

此土積拾壹坪七合

外式坪參合 式割減土

合土積拾四坪

此工費額金參拾壹円七拾九錢

設計書

南埼玉郡百間村大字百間

堤久保道

一里道 長百式拾間 巾七尺

此平積百四拾坪

路面不陸直長百貳拾間 平均巾七尺 厚六寸

此土積拾四坪

外貳坪八合 貳割減土

合土積拾六坪八合

此工費額金參拾九円四拾六錢

設計書

南埼玉郡百間村大字百間西原組

大谷堤久保道

一里道 長貳百四拾間 巾七尺 壑ヶ所

此平積貳百八拾坪

路面不陸直長式百四拾間 平均巾七尺 厚六寸

此土積式拾八坪

外五坪六合式割減土

合土積參拾參坪六合

此工費額金七拾式円九拾九錢

設計書

南埼玉郡百間村大字百間中

里道

字姫宮

笠原中落架渡

一土橋 長三間五分 巾九尺 壺ヶ所

此平積五坪參合 但聖間十七尺爪掛式尺ヾ

橋台前後長九尺ヾ

延長拾八尺 高五尺

此平積式坪五合

前後左右袖長六尺ヾ

延長式拾四尺 高五尺

此平積參坪參合

前後橋台及袖共

堀埋延長四拾式尺 平均 巾四尺 深五尺

此土倍積七坪八合

此工費額金百六円拾七錢

## 第六節 人畜の死傷

水量大にして水勢の猛烈なりしに加ふるに闇中やみちゆうの出来事なりしに係らず、幸に人畜の死傷なく、僅かわずに家鶏鴨の流失位に止まりしは、不幸中の幸福といふて可なるべきか。

## 第七節 農作物の被害

農作物の被害に至りては、さきの道路橋梁の被害に比して其の程度の甚大なる到底日を同じうして論ずべにあらざるや、言を俟たずして明かなり。今被害程度を表示せば次の如し。

| 種別 | 反別    | 数量     | 阻害価格    | 備考 |
|----|-------|--------|---------|----|
| 田  | 二七九〇反 | 五、五八一石 | 八三、七一五円 |    |
| 畑  | 三五二二  | 三、五二二  | 四四、〇五五  |    |
| 原野 | 一〇一   |        | 四〇四     |    |
| 計  | 六四一三  | 九、一〇三  | 一二八、一七四 |    |

## 第七章 学校被害の状況

### 第一節 本校舎及附属建物の被害

本校舎は後方に廣茫たる大耕地を控へ、須賀村方面より突進せる激流の衝にあたりたる為め、一時非常なる危険を感じたれども、幸にして地盤の高燥なりしたため校舎は全く床上浸水の災を免かれ、僅かに使丁室倉庫のみに止まりたり。殊に、十一日夜の宿直教員の目覚ましき活動と、四圍の木柵の堅固なりしたため大なる流失物もなく、僅かに校舎後方の涯の十数間崩壊せしのみなりしは、実に不幸中の幸いとも云うべきか。然れども、付近の民家は何れも床上まで浸水せしかば、何れも家器財宝を船に積みて本校に避難し学校は忽ちにして一大倉庫、一大長屋たるの觀を呈せり。避難者は十二日夜に於いて総て二十九名に達せり。されば学校にては各教室を開放して之が收容所となし、職員は一方、聖上皇后両陛下の御真影の奉護に任じつゝ、一方之等避難者の保護監督に全力をつくしたり。

### 第二節 分校舎の被害



前節述べし如く、本校舎は幸さいわいにして大なる被害を免れしと雖いえども、分校舎は全く之に反し甚大なる損害を被れり。元來分校舎は校地の地盤甚はなはだ低きに加ふるに、四周皆田畑にして激流を遮断しゃだんすべき一の障碍物しょうがいなし。従したがて濁流は猛烈なる勢を以もて来襲し、忽たちまちにして床上を押し遂ついには窓を越えて浸入するに至れり。ために図書器機ほとの殆んど全部を汚損するのやむなきに至れり。殊ことに校舎は修繕後日尚浅きに係らず、水勢の猛烈なりしたため屋壁の下部大部分は剥落はくらくして、遂ついに五十余円の修繕費を要する損害を被かぶれり。被害此の如く甚はなはだしかりしと雖いえども法規に違はず九月一日開校の運びに至れり。

## 第八章 御真影の奉護

御真影は本校舎中最も安全の場所に奉置し、日夜当宿直職員にて最も安全に守護たてまつし奉れり。然しかるに八月十四日午前十時に至り、突然権現堂堤防決潰けっかいし、更に三尺有餘の増水を来すとの飛報到達ひほうせしかば斯かくては一大事なりとて、当時居合せたる職員折原、鈴木の両人は極力對水の準備たいすいに狂奔きようほんしつゝありし折柄、村長島村繁氏馳来はせきたり、役場吏員高岡真海、予備陸軍砲兵大尉新井隆の両氏護衛たてまつし奉り、御真影勅語並に詔

書謄本とらうほんをかねて予定せる御避難所たる村長自邸に奉還し、同時に校旗をも同邸にうつせり。

## 第九章 罹災者救護救済の状況

### 第一節 救助船の派出

八月十二日拂曉ふつぎょうより濁流本村を襲ひ、將に其の大部分を呑みつくさんとするや、村当局者は急遽船をふなよそい 艤し渦巻き来る激流に抗して八方に乘廻し、罹災者の救助救済と避難者の收容保護とに全力をつくしたり。ために一名の溺死者をさへ生ずることなかりしは、全く当局者の臨機の措置そのよろしきを得たるに由らずよんばあらず。此の如く幸にして一人の溺死者を生ずることなかりしと雖も、当時罹災者の大部は拂曉ふつぎょうよりの活動に加ふるに、終日不飲不食のもの多きことゝて身体は全く疲労困憊して、恰も綿の如く僅かに氣を以て之を支ふるを得たるのみ。されば玩是なき子供に至りては、頻に空腹を訴えてやまごとず。親は之に食を與へんとすれども、炊くに米なく、米あるも清水なく、清水あるも場所なきを如何せん。遂には親子相抱きて泣き、老幼相擁して號ぶのみ。惨憺たる光景、如何なる辞を以てか之を形容すべき。あた

あゝ天何ぞ人を苦しむるのかくは甚だしき。はなは

ここに於てか村当局者は、取敢へず一時の急を救はんため、炊出本部を伊草佐兵衛氏方に設け、数名の  
人夫を督うながして盛に握飯にぎりめしを製し、直ちに船に積み伊草氏自ら人夫を指揮して避難者収容所及び罹災者りさいしやの家  
族を巡訪し、男女老若を問はず一人につき椀大の米飯握飯を二個づゝ配與はいよせり。而して此の給與きようよは八月  
十二・十三の両日に及べり。

## 第二節 避難者及収容所

家宅浸水せるも、未だ床上に及ばず。床上浸水せるも、幸に二階を有するものは尚、其の家にあるを得  
たれども、然しからざるものは何れも学校寺院、その他適當なる場所に避難収容せられたり。此の外村内義氣  
に富めるの士は多数の罹災者りさいしやを自宅に収容し、自みづから資を投じて食あたを興へ、或は衣あるいを供して之を保護慰籍いせき  
せられたり。左に当時の非難所及収容人員を示さん。  
但し、人員十名以下のものは之を省略せり。

|        | 收容人員 | 收容日数    |
|--------|------|---------|
| 中村勇吉   | 一〇人  | 八日      |
| 中村忠次郎  | 二四人  | 八日乃至一日  |
| 矢島徳太郎  | 一〇人  | 六日乃至五日  |
| 中村佐源治  | 一〇人  | 七日乃至四日  |
| 木村竹次郎  | 一五人  | 九日乃至七日  |
| 成田運八   | 一七人  | 十二日乃至五日 |
| 飯山勘五郎  | 一八人  | 九日乃至五日  |
| 加藤五右工門 | 一二人  | 七日乃至五日  |
| 池上傳次郎  | 一人   | 十日      |
| 池上辰五郎  | 一九人  | 十五日乃至六日 |
| 高岡真海   | 三二人  | 十二日     |

備考

|         |     |         |
|---------|-----|---------|
| 竹内銀次郎   | 一〇人 | 八日      |
| 加藤豫十郎   | 一二人 | 八日乃至五日  |
| 深井又蔵    | 二七人 | 十三日乃至四日 |
| 百間尋常小学校 | 二九人 | 九日乃至三日  |
| 野口吉右工門  | 一九人 | 十三日乃至四日 |
| 姫宮神社    | 二七人 | 十二日乃至九日 |
| 野口丈左右門  | 一二人 | 九日乃至八日  |
| 川上定之丞   | 一〇人 | 六日乃至二日  |
| 関根市之助   | 一〇人 | 十二日乃至二日 |
| 岩崎与一郎   | 四七人 | 八日乃至四日  |
| 深井宗三    | 四一人 | 十二日乃至四日 |
| 吉田松之助   | 一〇人 | 十一日乃至四日 |

第十章 炊出救助と食品救助

第一節 炊出救助

炊出救助は、八月十五日より同十九日まで五日間、本村役場にて之を施行せり。しこう左に其の状況を記述せん。

第一炊出救助の方法

- 一. 調査委員 十二名を置く
- 二. 調査 調査委員は、購入せる物品の調査及び各株総代より提出せる被害者報告につき、果して救助すべきものなるや否やを調査すること。
- 三. 検印 調査委員に於いて調査を了し救助すべきものと認めたる時は、村長検印する事。
- 四. 給與 村長検印の後、左の給與きゅうよをなす事。

1. 握飯

2. 塩、味噌、漬物の中一品

第二炊出救助の状況

本村役場庭前に炊出所を設置して数個の大釜を据え、掛員は二十一人の人夫を督<sup>うなが</sup>して盛<sup>たきだし</sup>に炊出をなし、之を更に握飯となして罹災者<sup>りさいしゃ</sup>に分配せり。分配時刻は一日二回にして、同時刻に至れば分配を受けんとするもの思いの容器<sup>たずさ</sup>を携へて庭前に群集し、其の状一大市場たるに異ならず。

第三炊出救助の人員

炊出救助は、八月十五日より同十九日に至るまで五日間に涉り、其の延人員総数実に七千二百九十八人の大多数に上れり。之を各株別に依りて示せば次表の如し<sup>ごと</sup>。

| 株名 | 十五日   | 十六日   | 十七日   | 十八日   | 十九日   | 計   | 備考 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-----|----|
| 中置 | 人員 七一 | 人員 七一 | 人員 四六 | 人員 四五 | 人員 四五 | 二七八 |    |

|     |    |     |     |     |     |    |     |     |     |    |     |     |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 宿   | 姫宮 | 台ノ越 | 藤曾根 | 西原  | 逆井  | 平島 | 金谷原 | 前原  | 西   | 中寺 | 中洲島 | 戸崎  |
| 二一  |    | 八四  | 六五  | 一一九 | 一一四 |    | 八八  | 五九  | 九九  | 五  | 五二  | 一五  |
| 二三  |    | 八四  | 六五  | 一一九 | 一一四 |    | 八八  | 五九  | 九九  | 二十 | 九七  | 八八  |
| 二六  |    | 七二  | 六五  | 一〇八 | 八〇  |    | 四三  | 四〇  | 七一  | 五  | 九七  | 三八  |
| 二八  |    | 七二  | 六五  | 一〇八 | 八〇  |    | 四三  | 四〇  | 四七  | 五  | 九七  | 三八  |
| 二八  |    | 七二  | 六五  | 一〇八 | 八〇  |    | 四三  | 四〇  | 四七  | 五  | 九七  | 三八  |
| 一二四 |    | 三八四 | 三二五 | 五六一 | 四六八 |    | 三〇五 | 二三八 | 三六三 | 四〇 | 四四〇 | 二一七 |



|      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 山崎   | 二五   | 二五   | 二五   | 二五   | 二六   | 二六   | 一二七  |
| 中須   | 九五   | 九五   | 九五   | 九五   | 九五   | 九五   | 四七五  |
| 蓮谷   | 三六   | 三六   | 三六   | 三六   | 三六   | 三六   | 一八〇  |
| 川島   | 八八   | 一一四  | 九九   | 九九   | 九九   | 九九   | 四九九  |
| 切戸   |      |      |      |      |      |      |      |
| 停車場  | 五一   | 五一   | 五一   | 五一   | 五一   | 五一   | 二五五  |
| 道仏   | 九五   | 九五   | 一〇六  | 一〇六  | 一〇六  | 一〇六  | 五〇八  |
| 若宮   | 六五   | 六四   | 六四   | 六五   | 六五   | 六五   | 三三二  |
| 内野   | 七六   | 七六   | 三八   | 三八   | 三八   | 三八   | 二六六  |
| 柚ノ木  | 一〇六  | 一〇六  | 一〇六  | 一〇六  | 一〇六  | 一〇六  | 五三〇  |
| 松ノ木島 | 一〇〇  | 一〇〇  | 六四   | 六四   | 六四   | 六四   | 三九二  |
| 計    | 一五八二 | 一六八八 | 一三七五 | 一三五四 | 一三五四 | 一三五四 | 七二九八 |

第四 炊出救助原品石数及び槓類

一 原品石数

イ. 玄米 拾貳石四斗也

ロ. 挽割ひきわり 拾壹石參斗五升也

ハ. 挽割 八石九斗四合六勺也

二 槓類まさるい

イ. 槓 百貳拾把也

ロ. 杉葉 九十把也

右原品石数中、挽割八石九斗四合六勺は炊出となさず、九月六日原品のまゝ配與はいよせり。

第二節 食品救助

食品救助は、羅災救助基金法施行細則取扱順序第五條により救助せられたれば、之を各出願人に交付せり。

第一・救助出願人

堀川サヨ外二百七十九人

第二. 食品救助石数及び加給品数量

イ. 指令白米石数 四拾五石八斗五升八合也

ロ. 指令味噌数量 六百拾壹貫四百四十匁也

ハ. 増加白米石数 拾貳石四斗六升八合也

ニ. 増加味噌数量 百六拾六貫貳百四拾匁也

ホ. 合計

い. 白米 五拾八石参斗四升五合也

ろ. 味噌 七百七拾七貫九百参拾八匁也

今、各株別により救助人員を表示せば次の如し。<sup>こと</sup>

株名

人員

株名

人員

株名

人員

|      |      |     |      |     |      |
|------|------|-----|------|-----|------|
| 中置   | 六三九  | 戸崎  | 六八二  | 中洲島 | 一一五一 |
| 中寺   | 七五四  | 西   | 七二八  | 前原  | 六〇〇  |
| 金谷原  | 一四八六 | 台の越 | 一一一一 | 川島  | 一二七一 |
| 平島   |      | 姫宮  |      | 切戸  |      |
| 逆井   | 六〇九  | 宿   | 六二八  | 停車場 | 八九八  |
| 西原   | 一四五六 | 山崎  | 八九一  | 道仏  | 一一一〇 |
| 藤曾根  | 五四五  | 中須  | 六八七  | 蓮谷  | 八七九  |
| 若宮   | 八二八  | 内野  | 六〇九  | 柚ノ木 | 一三六一 |
| 松ノ木島 | 六三七  |     |      |     |      |

第十一章 種子救助

第一節 粃種子救助

第一救助出願人員 参百老拾四人

第二救助種子粃数量 九拾四石参斗五升四合

之を各種類により分別すれば、次の如し。

愛國 四拾参石参斗五升四合也

関取 三拾四石也

都賀錦 拾六石也

早生 壹石也

更に各株配当表を示せば、次の如し。

| 株名／種類 | 愛國    | 都賀錦   | 関取    | 早生   | 計     | 愛國増加  |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 逆井    | 二五九三七 | 一石〇八三 | 二五二〇三 | 石〇六八 | 六五三九一 | 五二九三二 |
| 山崎    | 三四四一  | 一二六九  | 二六九九  | 〇七九  | 七四八八  | 三四三   |
| 宿     | 一三〇六  | 四八一   | 一〇二三  | 〇三〇  | 二八四〇  | 一三〇   |

|      |      |      |      |     |      |     |
|------|------|------|------|-----|------|-----|
| 蓮谷   | 一四五三 | 五三五  | 一一三八 | 〇三三 | 三一五九 | 一四五 |
| 川島   | 一三四七 | 八七六  | 一八四五 | 〇五四 | 五一二二 | 二三五 |
| 切戸   |      |      |      |     |      |     |
| 道仏   | 一八六二 | 六八六  | 一四六〇 | 〇四三 | 四〇五一 | 一八六 |
| 中須   | 一三八四 | 五〇九  | 一〇八四 | 〇三二 | 三〇〇九 | 一三八 |
| 若宮   | 一二九〇 | 四七五  | 一〇一一 | 〇三〇 | 二八〇六 | 一二八 |
| 内野   | 六二二  | 二三〇  | 四八八  | 一四  | 一三五四 | 〇六二 |
| 松ノ木島 | 一〇二〇 | 三七五  | 八〇〇  | 〇二四 | 二二一九 | 一〇二 |
| 柚の木  | 一三一四 | 四八三  | 一〇二九 | 〇三〇 | 二八五六 | 一三一 |
| 姫宮   | 二四八四 | 九一六  | 一九四七 | 〇五七 | 五四〇四 | 二三八 |
| 台之越  |      |      |      |     |      |     |
| 中州島  | 一六四九 | 六〇八  | 一二九三 | 〇三八 | 三五八八 | 一六五 |
| 戸崎   | 三二六九 | 一二〇六 | 二五六五 | 〇七五 | 七一一五 | 三二三 |

|     |       |       |       |     |       |      |
|-----|-------|-------|-------|-----|-------|------|
| 中置  | 五九七   | 二二〇   | 四六七   | 〇一三 | 一二九七  | 〇六〇  |
| 中寺  | 二八七二  | 一〇五八  | 二二五一  | 〇六六 | 六二四七  | 二八七  |
| 藤曾根 | 一一四九  | 四二四   | 九〇〇   | 〇二六 | 二四九九  | 一一五  |
| 西   | 二二七八  | 八四一   | 一七八六  | 〇五二 | 四九五七  | 二二七  |
| 前原  | 三〇六五  | 一一二九  | 二四〇二  | 〇七〇 | 六六六六  | 三〇六  |
| 金谷原 | 三七六六  | 一三八九  | 二九五二  | 〇八七 | 八一九四  | 三七六  |
| 平島  | 九九三   | 三六六   | 七七九   | 〇二三 | 二一六一  | 〇九九  |
| 西原  | 二二六八  | 八三五   | 一七七六  | 〇五二 | 四九三一  | 二二六  |
| 計   | 四三三六六 | 一六〇〇〇 | 三三九九八 | 九九六 | 九四三五四 | 四三一五 |

第二節 大麦小麦並二蕎麦種子救助

第一大麦・小麦種子救助

一・救助出願人員

三百七人

二. 救助大麦種子数量 四拾四石四斗七升貳合也

三. 救助小麦種子数量 貳拾四石六斗八升也

四. 計 六拾九石壹斗五升貳合也

## 第二蕎麦種子救助

一. 救助出願人員 貳百參拾壹人

二. 救助蕎麦種子数量 拾石四升也

## 第十二章 御下賜金

言はまくも綾あやに畏かしこき我

明治天皇陛下は天資英明にわたられせられ、允文いんぶん允武いんぶ聖徳天に輝き、稜威地りょういに洽あまねく天下万民威日月の光を仰ぎ、又、皇太后陛下には御性聡明にまし て、仁慈じんじの御心に富たまませ給たまひ坤徳こんとくの盛大なる申し奉たてまつるもかしこき極きわみなるが、明治四十三年八月関東東北及東海道地方稀有けうの洪水あり、慘憺さんたんたる被害の状



てんちよう  
天聴に達するや深く宸襟しんきんを悩ませられ、同月二十五日かしこ畏くも罹災民御救恤きゆうじゆつとして、内帑ないどの金九千円を  
本県に下賜あらせられ、同時に日根野侍従を御差遣さけんあらせらる旨、宮内大臣より電達せらるる。次で御沙  
汰書はいを拜す、左の如しごと

埼玉県

其県下今回強雨の為め出水被害不尠趣聞食

天皇

皇后兩陛下より

思召を以て金九千円下賜候條罹災者救恤の補助に充つべし

明治四十三年八月二十五日

宮内省

右の御沙汰に接するや知事は感佩恐懼かんぱいきようくに堪へず、直に御礼の旨を電稟でんひんし、一面には之を郡長に電達し併あわせて  
県報号外を以て管下一般に告示し、優渥なる 聖旨を周知せしめたり其の文、左の如しごと

今回県下豪雨のため出水被害ひがいすくなからざる趣

えいぶん  
叡聞に達し

聖上 皇后両陛下より金九千円を御下賜相成且実況視察として日根野侍従を御差遣はさるゝ旨宮内大臣より被達候 優渥なる聖恩其管内一般へ貫徹候様示達すべし

明治四十三年八月二十五日

埼玉県知事 島田剛太郎

各郡長宛

埼玉県告示第二百三十三号

今回県下強雨の為め出水被害すくなからざる趣

叡聞に達し

聖上 皇后両陛下より金九千円御下賜相成且日根野侍従を御差遣はさるゝ旨宮内大臣より達せられたり。

明治四十三年八月二十六日

埼玉県知事 島田剛太郎

斯<sup>かく</sup>て御下賜金は県より各郡に各郡より各町村に夫れ 分配せられたり。本村亦御下賜全金拝領の恩恵<sup>おんけい</sup>に浴せしかば当局者は左記方法によりて之を罹災者に分配し以て聖恩の廣大無邊なるに感泣せしめられたり。

第一 御下賜金

金四拾七円七拾壹錢也

第二 御下賜金分配方法

食品救助を受けたる者の中に就き貧富の程度を斟酌し左記等差により配布するものとす。

左記

極貧者二十二戸に対し一戸金十二錢づゝ

此金弍円六拾四錢也

右に次ぐ者二十三戸に対し一戸金拾壹錢づゝ

此金弍円五拾參錢也

右に次ぐ者三百四十八戸に対し一戸金拾錢づゝ

此金參拾四円八拾錢也

食品救助を受けざるもの浸水せし戸数百七十二戸に対し一戸につき金四錢五厘づゝ

此金七円七拾四錢也

第十三章 皇族及一般篤志者寄贈金品

第一 皇族並ニ臨時水害救済會寄贈金

一・ 金六百九拾七円貳拾八錢也

第二 一般篤志者寄贈金

一・ 金貳百壹円參拾六錢也

以上は之を郵便貯金となし、通帳は村長を保管せり。

第三 貧窮児童就学補助金

一・ 金貳拾壹円七拾錢也

第四 就学児童就学保護の爲め大橋新太郎外篤志者寄贈金

一・金拾九円貳拾銭也

第五 国定教科書共同販売所寄贈品

一・尋常小学校用教科図書四百貳拾三部也

第六 陸軍省寄贈品

一・食塩 参拾罐也

一・牛肉罐詰

二百匁入 九拾六罐也

四拾匁入 六百七拾貳罐也

第十四章 本村篤志家の事績

御賜金の事は申すも、畏<sup>かしこ</sup>し皇族並に一般篤志家の寄贈金品に就きては、前章之を記述したればこゝには本村篤志家の事績を叙し、以て其の芳名を永遠に傳<sup>つた</sup>へんと欲す。

岩崎與一郎

右ハ本村井上作右エ門外六十二名ヲ八日間自宅ニ避難セシメ専心救護ニカメタリつと

深井宗三

右ハ本村尾勝長右エ門外四十五名ヲ十二日間自宅ニ避難セシメ専心救護ニカメタリ

池上傳治郎

右ハ本村鷺谷萬吉外四十五ヲ十八日間所有ノ長屋ニ避難セシメ専心救護ニカメ且罹災者鷺谷萬吉外二十  
八戸に対シ左ノ物品ヲ惠與セリ

一・白米 壺石壺斗四升也

一・味噌 壺樽也

深井五郎治

右ハ本村成田喜右エ門外三十二人ヲ十三日間自宅ニ避難セシメ専心救護ニカメタリ

中村忠次郎

右ハ本村中村八右エ門外二十七人ヲ八日間自宅ニ避難セシメ専心救護ニカメタリ

野口吉右エ門

右ハ本村野口要蔵外二十三人ヲ十三日間自宅ニ避難セシメ専心救護ニカメタリ

伊草新八

右ハ水災避難者ニ對シ船舶ヲ以テ専心人命ノ救助ニカメタリ

新井三郎治

右ハ水災避難者ニ對シ船舶ヲ以テ専心人命ノ救助ニカメタリ

伊草佐兵衛

右ハ水災避難所収容者ニ對シ應急村長施行ノ炊出及運搬等ノ指揮監督ニカメタリ

飯山勘五郎

右ハ本村成田幸之助外二十二入ヲ九日間自宅ニ避難セシメ食物ヲ惠與シ専心救護ニカメタリ

金子喜八郎

右ハ増田菊太郎外二戸に對シ水災ノ当月ハ賃貸家屋ヲ白米ノ代トシテ無賃トシ翌月ヨリ三割ヲ減ジタリ

大高兵四郎

右八今回罹災者長谷川峯吉外二十九戸ニ對シ左ノ物品ヲ惠與ス

一・白米壹石貳斗也

一・手拭 貳反半 也

岩崎島藏

川上定之丞

岩崎與一郎

関根市之助

島村沖五郎

深井清吉

以上六名ニテ今回罹災者島村太郎左エ門外三十六戸ニ對シ左ノ物品ヲ惠與ス

一・白米 六斗也



## 第十五章 村吏員の活動

今回の大水害に際し、万人の等しく尊敬欽仰きんぎょうおく能はざる篤志家に就きては、前章己に記せし如く、本人その人に乏ひくしからざれども、就中しゅうちゅう当時役場吏員りいんの努力活動に対しては、殆ほとんど之に対する感謝の辞を発見するに窮きゆうするものあり。左に其の芳名を録し併せて事績の大要を叙述じよじゆつせん。

村長 島村 繁

助役 島村 顕三

収入役 島村 多吉

書記 萩原 活二

書記 高岡 真海

書記 伊草 弥惣次

八月十二日拂曉、俄然がぜん滔々とうとうたる濁流の本村に來襲するや、吏員りいんは機を逸せず、奮然起つて数隻の船を

ふなよそい  
艤ふなよそい し暴風激浪と戦いつゝ、時に船の將に轉覆てんぷくせんとせしこと幾度なりを知らざりしかど、敢て意とせぬれぬずみ  
ず全身濡鼠ぬれねずみの如くなりて、隈なく村内を巡航して人命の救助罹災者りさいしやの收容保護に全力を尽くしたり。然し  
て一方には機を逸せず。伊草佐兵衛氏宅に村長施行の炊出所を設けて、罹災者りさいしやを饑餓きがより救ひたり。ついで、食品の救助炊出の給與を行ひ、免租の手續をなし、種子の救助申請寄贈金品の分配ついて来る事務の整理、水害善後の施設経営等一事去つて一件来り、一件去つて一事来り、殆ほとんどと低止する所を知らず。斯くて水はいつしか退きて人は皆家に帰り、一家團居して漸ようやくく安堵あんどの胸を撫づるの時、熾烈しれつなる天日を犯して東奔西走寸時すんじも席の暖まる時なく、偶々椅子に倚れば手は既に筆を握りて紙上を走り、熱する両眼は山と積む表簿ひょうぼに注げり。

出水以来幾十日 徹宵てつやまた亦幾度なるを知らず。而して所持しりうの田畑は等しく濁流に奪はれつくして一粒の收穫もなく、己が家は等しく床上浸水の厄わざわいに遇いて家族は避難所に收容され居るものもあるにあらざるや。而かも、尚かくまで本村の為に粉骨碎身ふんこつさいしんの労をおしまれざる其の尊敬すべき精神行為に對して、本村民たる者何れの日か之に報ゆる時なくして可ならんや。

第十六章 学校職員の活動並に当時学校の状況

当時本校在職員は左の如し

|      |       |
|------|-------|
| 校長   | 浅草岩松  |
| 訓導   | 折原多傳次 |
| 同    | 沼野武照  |
| 同    | 中野孫四郎 |
| 同    | 伊草あぐ  |
| 准訓導  | 戸塚教圓  |
| 同    | 深井傳蔵  |
| 代用教員 | 鈴木丹次郎 |
| 同    | 斉藤実海  |

今回の大洪水は、時<sup>とき</sup>恰<sup>あた</sup>も夏季休暇中に際したれば多くは帰省し、又は其の家にありたれば突然なる洪水の襲来に全く交通の自由を失し、鳥ならぬ身の空を翔<sup>か</sup>けるに由なし。されば当時学校に馳せつけ得しものは僅々<sup>きんきん</sup>二三名にすぎず。加ふるに本校には 御影の奉置せるあり、且つ一隻船舶も準備あるなげれば、遺憾<sup>いかん</sup>ながら激流を航破して人命の救助避難者の救済等に赴くこと能はざりしと雖<sup>いえども</sup>ども 御影の奉護は勿論校舎校具乃至は、戸外に積み置きたる薪炭に至る迄<sup>までもっと</sup>最も安全に之を保持することを得たり。左に當時の状況を略叙せん。

八月十二日拂曉、濁流校舎後方の耕地に来襲するや、宿直戸塚准訓導は急遽役場に馳せ行きて防水人夫の急派を要請せり。かくて七時頃帰校せしに、濁流は既に校庭に侵入せり。之を見たる戸塚氏は、今は是<sup>ぜ</sup>非<sup>ひ</sup>なしとて先ず校具、教具の取形付をなし、ついで使丁室の始末にかゝりし折柄<sup>おりがら</sup>、折原訓導激流を犯して馳せつけ共に協力して之を終了せり。かくて濁流は刻一刻に増水し来り、午前十時には已に玄関<sup>とういた</sup>の踏板二枚目まで浸すに至れり。折柄、島村々長、伊草新人、根岸巡查の乗組める巡視船来校す。此の時までに収容

せる避難者男女十一名に達せり。十一時には、使丁室床上二寸浸水せり。然れども、時は已に増水最高度に達し、十二時頃よりは漸次減水の兆候を現せり。当夜は折原訓導宿直をなす。

十三日早朝、戸塚氏来校当直の任につく、今日しも鈴木代用教員は万難を排して来校せり。空暗く風強く、昨日と変わりて天候再び險悪の兆候を現せり。果然午後よりは風伯頻に其の威を振り、沛然たる豪

雨は斜に飛んで、岸を嘯む激流の音洶々たり。夕刻に至り、島村々長、同助役、根岸巡查等は川島方面巡

視の帰途、万一の危険を慮りて二隻の小舟を結合せ逆巻く怒濤を突破して、辛くも学校に到着せり。全身

濡鼠ぬれねずみの如く見る者としていたまざるなし。折原訓導、戸塚准訓導は一先づ帰宅し、鈴木代用教員宿直の

任に就く。同夜、島村々長、根岸巡查より収容者の監督を委せられたれば、直に其の人名簿を作製せり。

八月十四日、折原訓導当直の任につく。午前十時、警いましむべくべき権現堂堤防決潰けっかいの飛報は達せり。天か

命か、漸く開かんとせし愁眉は再び閉ぢ、胸は乱打する半鐘はんしょうの如く騒げり。然れども、今は斯かくしてある

べきにあらざれば、鈴木氏と協力して出来得る限り對水の準備をなす。時しも戸塚氏来校、こゝに三人鳩

首万一の場合御真影奉遷の方法を講じつゝある折こつてよけれ、島村々村長来校し、新井砲兵少尉、高岡

書記護衛の下に、勅語令旨ちよくいを村長自邸に遷し奉れり。午後に至りては風雨益々強く、岸打つ浪の音徒いたづらに高けれども、増水の模様更に見えず。かくて午後二時半、同村深井清吉氏の来校によりて権現堂堤防決潰けっかいの誤報なりしを確め、衆皆愁眉しゅうびを開き安堵あんどの旨を撫づるを得たり。

其の夜は折原訓導宿直をなす。十五日には戸塚准訓導当直の任につきければ、折原訓導は校舎裏より乗船し洪水の被害状況視察に出発せり。此の日、中条堤防再決潰けっかいの報ありしが、させることもなくて過ぎたり。同夜は折原否戸塚准訓導宿直、十六日には折原訓導等当直をなせしが、特に記すべき事もなく、只だ徐々に水嵩みずかさを増すこと一尺なりしは何故なりしか。同夜は深井准訓導舟便を籍りて登校宿直をつとめ、十七日續つづいて当直の任につけり。斯かくて十八日には中野訓導も登校し、談数刻わたくに渉いりしかど何れも水災悲惨いずの話柄にして、日頃陽気の同訓導も一言半句の笑声を洩さず、愁色を帯びて帰宅せり。此こゝの如く職員は協力一致、以て避難者の收容保護と校舎校具の保全とに全力を尽したり。

かゝる間に濁流は漸次減退ぜんじし、交通の便も開けたれば他の職員も續々ぞくぞく登校し、浅草校長も十九日には出校

したれば一同再び協力一致して一方校舎校具の清潔整頓せいけつせいとんにあたり、一方役場事務の補助に赴き、連日星を戴きて帰路につけり。

左に重複を省みず当時の当直日誌中の記事を轉記てんきして、聊いさやか当時追想の資に供せんとす。

八月十一日 木曜

宿直 戸塚准訓導

洪水来襲の報を聞き、午前三時頃に起上りて水勢を見居たりしが、濁流益々増加ますますし来り、午前六時に至りては早くも敷地につかんとする勢なりしかば急ぎ役場に出頭して其の旨を報知し、七時頃帰校せしに、時已に水は校庭に溢れ西原往還に入込みたり。されば、急ぎ校具及び小使室の形付けをなし居りさむちゆうし最中折原訓導来校共に形付けをなし、九時半頃殆んど形付きしより折原訓導に頼み一時家に帰れり。

八月十二日 金曜 晴

当直折原訓導

数日来的大豪雨にて諸川氾濫堤防破壊し、遂に幾十年来稀に見るの洪水となり本村も一夜の中に濁流滔々たうたうたる大海と化し、学校も将に浸水せんとすとの飛報ありしかば、急ぎ馳せつけし惨又惨校庭は既に小舟の来往するを見たり。校具其の他の取形付けは昨夜の宿直戸塚氏によりて大部分了りたれば、只だ

使丁室の残れる部分を兩人協力して終了せり。島村助役、高岡書記、齊藤順太郎の諸氏来校。午前九時頃戸塚氏帰宅す。避難者数名あり。午前十時、島村々長、伊草新八、根岸巡查の諸氏の乗組める巡視船、ピタリ玄関に横付けとなる。此の時までに収容せる避難者大人七人、小人十一名なり。狂乱せる濁流は刻一刻其の暴勢を逞たくまうし来り、同十一時使丁室は遂に床上二寸まで水に浸るのやむなきに至れり。然れども時は遂に増水最高度に達せし、時にして十二時頃よりは漸次減水しはじめたり。午後一時半頃伊草佐兵衛氏人夫数名を督うながして糧食及飲料水を運搬し来り、之を避難者に分與ぶんよせり。同四時、島村助役、高岡書記、新井三郎治を乗せたる救助船来校。四時半頃、更に蓮谷、切戸、川島方面に向つて出發せり。同六時半頃、村長及伊草新八氏等の乗れる巡視船、柚ノ木、中須、道仏方面よりの帰途来校。夕刻に至りて避難者陸續来る。

日暮れて、伊草佐兵衛氏の指揮せる糧食船再び来校す。此の間、救助船一般、視察船の来校するもの續々として引きも知らず。殊に、小島徳太郎氏のふなよせい 艦ふなよせい したる給水船は、令息信次氏指揮の下に前後二回来校して清水を給せり。



本日本校に收容せる避難者は、すべて二十九名に達せり。

五六七の三教室を以て避難者の宿営所に充つ。

同月十二日 金曜

宿直 折原訓導

夜中特に記すべき事項なし。

同月十三日 土曜 雨

当直 戸塚准訓導

島村々長 同助役 根岸巡查来校

齊藤順太郎氏来校

同月十三日 土曜 雨

宿直 鈴木代用教員

今日しも午後より風伯しきり頻しきりに其の威を振ひ、豆大の猛雨斜もうちうはすに飛んで岸うげきろうつ激浪の音洶々こつこつたり。夕刻に至り島村々長、同助役、根岸巡查の諸氏、川島方面巡視の帰途きとげきろう激浪を航破こうはして来校す。孰いずれも全身濡鼠ぬれねずみの如く、見るものさんとして痛まざるはなかりき。同夜村長及び根岸巡查より水災避難者の監督権を、特

に当直職員に托属せらる依て其の人名簿を作製す。

同十四日 日曜 雨

当直 折原訓導

午前七時半出勤前夜の宿直鈴木氏居らる。

午前十時、権現堂堤防決潰けっかいの飛報あり 鈴木氏と協力して校具、教具すべての取形付に着手す。

暴風雨頻しきりりに至る。

午前十時半、島村々長、新井砲兵少尉、高岡書記の諸氏来校 御真影勅語令旨を村長自邸ほうかんに奉還す。此の時、戸塚氏も来校取形付けに協力せらる鈴木氏は自宅に帰へる。

取形付け全部終了、今は只だ水の来るを待つのみ時に午前十一時、戸塚氏帰宅す。

風雨益々ますます強し。

未だ増水の模様見えず。

午前十一時半 村長、助役、高岡、根岸、戸塚の諸氏来校。零時半頃帰へらる。午後二時半、深井清吉氏来校同氏によりて、同日午後一時に於ける権現堂川水位一丈七尺四寸なるも堤防は決潰けっかいせずとの確報

を得、衆皆愁眉しゆうびを開く。

夕刻、斎藤順太郎、野口丈左エ門の両氏来校。此の外状報じょうほうを聞きに来るもの頻々ひんびんたり。

午後七時頃、島村助役、高岡書記の両氏を乗せたる巡視船校の後方柵外を西北に向つて過ぐ。

夕方より風は西に変わり、雲は東に流れ、一しきり湖面を彩り夕映次第にうすらぎて半輪の月影淡く、神田の森の上にかゝりて湖面限りなく広し。遠く蓮谷の方にあたりて燈火只一つひらめく。

八月十四日 日曜

宿直 折原訓導

八月十五日 月曜

当直 戸塚准訓導

午前七時半出勤、前夜宿直たりし折原訓導居らる。同九時本村深井清吉氏外四名当地視察の為来校、直ちに島村々長宅に向け出発せしが間もなく帰りて、中条堤防また 破壊の報に接したりとて急ぎ校舎裏より船に乗り自宅に帰へらる。其の後、水勢別に変りなく、時毎に多少引去るより折原訓導自宅に帰れり。

午後、伊草、斎藤両氏来校、折原訓導再び来校、本日は一日を通じて二寸強の減水なりき。

同月十五日 月曜

宿直 戸塚准訓導

十六日の朝に至る迄で二寸強の増水

同月十六日 火曜 曇後雨

当直 折原訓導

鈴木代用教員来校、宿直せん心組なりしと語る

本日は如何なる故にや、徐々に水嵩を増すこと凡そ一尺

同月十六日

宿直 深井准訓導

同月十七日 水曜日

当直 同 准訓導

午前九時本村役場より職員用テーブル三脚、及硯箱三個入用の報に接し直ちに送附す

朝来曇天、時々降雨誠に陰鬱いんうつなる天候愁且愁うれいかつうれい

午後四時、鈴木代用教員来校依交代して帰宅す。

同月十七日 水曜

宿直 鈴木代用教員

同月十八日 木曜

当直 同 代用教員

終日曇天、今にも降来らんとする空模様。

齋藤順太郎氏、中野訓導來校、談數刻に渉る。何れも水災悲惨の話柄にして、平素陽氣の同訓導も一言半句の笑声を漏らさず愁色しゅうしよくを帯びて帰宅せり。

午後五時三十五分、戸塚准訓導來校依て交代して帰宅す。

以後は別に取立てゝ記すべき事もなく、避難者も相ついで退去し、二十一日には嚮さきに収容せし人々來校して校舎内外の掃除をなせり。かくて、職員は当直宿直の任にあたりしものを除き、一同水災事務補助の爲の役場に赴けり。

## 第十七章 篤志家善行者の表彰

嚮さきに水災の時に当り多数の罹災者を自宅に避難せしめて、専心之が救護に尽瘁じんすいし、或は物品を恵與けいよして其の生活をたすけ、或は身を忘れて人命の救助に力めたる篤志家の芳名を録し、併せて事績の大様を記せしが、本郡長並に本村長は其の行為を奇特にして万人の模範なりとなし之を表彰し、或は感謝状を呈せられ

たり。左に之を録せん。

第一 本郡長の表彰

南埼玉郡百間村大字百間東

伊草佐兵衛

明治四十三年八月非常水災ノ際炊出救助ニ助力盡瘁<sup>じんすい</sup>シ之カ施行ニ遺憾ナカラシメタルハ奇特ナリトス依  
テ茲ニ之ヲ表彰ス

明治四十四年五月二十九日

埼玉県南埼玉郡長從七位勲六等水谷麻之助

印

各 南埼玉郡百間村大字西原組

新井三郎治

通 南埼玉郡百間村大字百間東

伊草新八

明治四十三年八月非常水災ノ際舟をしよく躓シテ村内罹災者ノ救助ニ盡瘁シ其ノ危難ヲ免カレシメタルハ奇特ナリトス依テ茲ニ之ヲ表彰ス

明治四十四年五月二十九日

埼玉県南埼玉郡長從七位勲六等水谷麻之助

印

南埼玉郡百間村大字百間中

岩崎與一郎

南埼玉郡百間村大字百間東

飯山勘五郎

各 南埼玉郡百間村大字百間西原組

野口吉右衛門

南埼玉郡百間村大字百間西原組

中村忠次郎

南埼玉郡百間村大字百間東

深井五郎次

南埼玉郡百間村大字百間

通  
池上傳治郎

南埼玉郡百間村大字百間中島

深井宗三

明治四十三年八月非常水災ノ際村内罹災者を自家ニ收容避難セシメ専心救護ニ盡瘁<sup>じんすい</sup>セシハ奇特ナリトス  
依テ茲ニ之ヲ表彰ス

明治四十四年五月二十九日

埼玉県南埼玉郡長從七位勲六等水谷麻之助

印

第二 本村長の感謝状



感謝状

前代未聞ノ大洪水ニ際シ貴下一己ノ利害ヲ不顧幾多老幼婦女ヲ邸内ニ避難セシメ十数日ノ間懇篤ニ救護シ且株内一般ノ者ニ對シ糧食其ノ他物品ヲ惠與セラレ候段誠ニ村民ノ模範ニシテ深ク感激ノ至ニ不堪依テ茲ニ一言以テ其ノ御厚意ヲ謝ス

明治四十三年十月十六日

百間村長 島村 繁

岩崎與一郎 殿

池上傳治郎 殿

川上定之丞 殿

関根市之助 殿

感謝状

前代未聞ノ大洪水ニ際シ貴家一己ノ利害ヲ不顧幾多老幼婦女ヲ邸内ニ避難セシメ専心救護ノ任ニカメラレ候段誠ニ村民ノ模範ニシテ深ク感激ノ至ニ不堪依テ茲ニ一言以テ其ノ御厚意ヲ謝ス

明治四十三年十月十六日

百間村長 島村 繁

深井宗三 殿

深井五郎次 殿

中村忠次郎 殿

野口吉右エ門 殿

飯山勘五郎 殿

感謝状

前代未聞ノ大洪水ニ際シ株内一般ニ對シテ糧食其他ノ物品ヲ恵與セラレ候段誠ニ村民ノ模範ニシテ感激ノ至ニ不堪仍テ茲ニ一言以テ其ノ御厚意ヲ謝ス

明治四十三年十月十六日

百間村長 島村 繁

大高兵四郎 殿

島村沖五郎 殿

深井清吉 殿

岩崎島蔵 殿

感謝状

前代未聞ノ大洪水ニ際シ貴下所蔵ノ船舶ヲ以テ自己ノ危険ヲ不顧幾多ノ人命ヲ救助シ併テ糧食ノ運搬等  
ニ努力セラレ加之金圓寄贈相成候段誠ニ村民ノ模範ニシテ深ク感激ノ至ニ不堪依テ茲ニ一言以テ其ノ御  
厚意ヲ謝ス

明治四十三年十月十六日

百間村長 島村 繁

伊草新八 殿

感謝状

前代未聞ノ大洪水ニ際シ貴下所蔵ノ船舶ヲ以テ自己ノ危険ヲ不顧幾多ノ人命ヲ救助シ併テ糧料ノ運搬等  
ニ努力セラレ候段誠ニ村民ノ模範ニシテ深ク感激ノ至ニ不堪依テ茲ニ一言以テ其ノ御厚意ヲ謝ス

明治四十三年十月十六日

百間村長 島村 繁

新井三郎次 殿

感謝状

前代未聞ノ大洪水ニ際シ株内ノ細民ニ對シ物品ヲ惠與セラレ候段誠ニ村民ノ模範ニシテ深ク感激ノ至ニ不堪依テ茲ニ一言以テ其ノ御厚意ヲ謝ス

明治四十三年十月十六日 百間村長 島村 繁

小河原儀八 殿

感謝状

前代未聞ノ大洪水ニ際シ貴下一己ノ利害ヲ不顧避難所收容者ニ對シ炊出及其ノ運搬等数日ノ間晝夜兼行之ガ指揮監督ノ任ニ努力セラレ候段誠ニ村民ノ模範ニシテ深ク感激ノ至ニ不堪依テ茲ニ一言以テ其ノ御厚意ヲ謝ス

明治四十三年十月十六日 百間村長 島村 繁

伊草佐兵衛 殿

感謝状

前代未聞ノ大洪水ニ際シ金圓ヲ惠與セラレ候段誠ニ殊勝ノ至ニ不堪依テ茲ニ一言以テ其ノ御意ヲ謝ス

明治四十三年十月十六日 百間村長 島村 繁

金子喜八郎 殿

前掲の外当時罹災者を自家に收容避難せしめ之が救護に盡瘁せられたる、岡村良次郎外七十名に対し左の如キ謝状各一通を呈せり。

拝啓

前代未聞の大洪水に際し、貴下一己の利害を不顧罹災者をして邸内に避難せしめ熱心懇篤に救護せられ候段感謝の至に不堪候聊一言謝辞申上度如斯御座候 敬具

明治四十三年十月十六日 百間村長 島村 繁

殿

本村長は今回の大洪水に際し、人命の救助罹災者の收容保護又は物品の恵与乃至は炊出等に関し、盡瘁せられたる諸氏に対し夫々感謝状又は謝状を呈せられしが、此の外当時公私多端の折柄をも不顧数週間の久しき間、南船北馬家事を抛ちて、役場事務を補佐せられたる鈴木吉太郎氏外四十九名の株総代に対して左の謝状各一通を呈せられたり。

拝啓

今回未曾有の大洪水に際し、公務多端の折柄家事を抛ち卑職等の任務を補佐し、南船北馬の労を盡され候段、忝く奉銘謝候猶今般村治百般の事業に就ては一層の御配慮を仰ぎ度切望の至に不堪候先は一言謝辞申上度如斯に御座候

匆々不備

明治四十三年十月十六日

百間村長 島村 繁

株総代人

殿

### 第三 吏員其の他に対する慰勞

#### 一・ 吏員りいんに対する慰勞

本村は今回の大洪水に際し、不眠不休本村の為に盡瘁じんすいせられたる村長以下吏員りいん諸氏しよしに対し、一ヶ月分の給料相当金額を贈呈し、以て感謝の意を表せり。

#### 一・ 常設委員に対する慰勞

本村は、今回の大洪水に際し盡瘁じんすいせられたる常設委員矢島徳太郎、伊草佐兵衛の両氏りやうしに対し、金五円宛を贈呈し以て感謝の意を表せり。

#### 一・ 各株総代に対する慰勞

本村は、今回の大洪水に際し盡瘁せられたる各株総代かくしゆそうだいに対し、金若干を贈呈し以て感謝の意を表せり。

### 第十八章 産業並に生活上に及ぼしたる影響

本村は田畑殆んど相半し、純乎たる農業本位の地にして、農作物は本村生産の全部を占む。従て、其の

良否は本村死活に関する大問題なり。されば、今回の大洪水が本村の産業に及ぼせる影響の如何に甚大なりしかは言を俟たずして明なり。此の如く産業の全滅に遭遇したる本村民は、忽ちにして生活上に非常なる恐慌を來たせり。勿論本村は全く田地のみにあらざれば大麦は相当に所蔵し居たれども、そは中流以上の士にして、下層の人々は全く然らず。偶々所蔵し居たるものも洪水前稲作の肥料購入の爲めに、大部分は賣却しつくし、中には米の收穫を目的として一時かけにて多量に購入施肥したるも者も多々ありたり、之等の人々は負債に負債を重ねたるが如き有様にて、更に一層の困窮を來せり。此の如き有様なりしかば、人々は競うて經木眞田、ラミー等の副業に従事し其の工賃によりて生活の維持を圖らんとせり、されば之等の事業は一時非常の盛況を呈し、産額とみに増大せり然れども、供給其の度を越ゆれば價格の低下を來たすは經濟上の原則にして、忽ち工賃も暴落を來たし、之に反して米麦等日常必須品は日々に騰貴するのみなりしかば、終日の勞賃尙其の口を糊するに足らず、細民の生活難は全く其の極に達し見るも悲惨の状態を現出するに至れり。



## 第十九章 教育上に及ぼしたる影響

本村は嚮むかに明治四十三年三月新築校舍落成の典を挙げ、爾來官民協力して内外の完備に全力をつくし、今や漸ようやく佳境に入らんとするに際し、偶々この大洪水に遭遇し本村産業の全滅はやがて經濟上の大恐慌だいきようこうを來せり。されば教育事業、特に積極的施設の如きは此の際一頓挫とんざを來たすなきやの恐れあつたり。然しかれども、本村当局者並に有力者は嚮むかに明治三十七八年戰役の際、畏かしこしこくも「教育の事は戰時と雖いえなども忽おろそかにすべからず」との大詔を拝膺はいようして、今般こんぱんの如き水災に際しても銳意教育事業の發展向上を防げざるやう力められしのみならず、進んで積極的計図を定め、水災後幾何ならずして増築校舍は工事に着手せられ、同年十二月には農業補習學校の設置をも見るに至れり

されば当時水災の影響と認むべきものは、兒童出席歩合の稍々不良ややを來たしたる外、僅々一二きんきんに過ぎさりき、一般の狀況此の如き有様なりしかば、實際職にある教職員は絶大なる決心と熱誠とを以て教授に管理に訓練に全力をつくせしかば、嚮むかに物質的に失はれし所精神的に補はれて餘あるに至れり、本村教育の前途また有望なりといふべし。

## 第二十章 罹災貧窮士兒童の取扱

### 第一節 教科書の給与並に貸与

教科書は、國定教科書共同販売所より多数の寄贈きぞうを受けたれば、九月一日開校を待ちて兒童の流失又は汚損せし図書を調査し、流失又は汚損して使用に堪えざるに至りたる者には事状により給与又は貸与をなし、以て就学に不便なからしめたり。因ちなみに、当時給与せし図書は總すべて三十九冊にして、他は貸与とせり。

### 第二節 学用品の給与

#### 第一給与の標準

水災当時の食品救助日数を標準とせり

#### 第二給与品目

給与せし品目は、筆(大・中・細)、硯、鉛筆、半紙(ロール)、雜記帳、綴方清書帳の六種にして、之を各学年により相当品目を給与せり。各学年別によりて示せば次の如ごとし。

第一学年 硯・太筆

第二学年 太筆、半紙、鉛筆

第三学年 細筆、半紙、鉛筆

第四学年 細筆、半紙、鉛筆、綴方清書帳

第五学年 中筆、雑記帳、鉛筆、半紙

第六学年 同上

### 第三給与児童数

各学年を通し男女計一八九人

## 第二十一章 水害地視察

### 第一節視察の動機

県下各地堤防の決潰<sup>けつかい</sup>状況被害の有無等は、当時屢々<sup>しばしば</sup>新聞紙によりて見聞せしと雖<sup>いな</sup>ども、尚百聞は一見

に若かざるのうらみあり、且本村の施設経営上実地視察の必要を感じ、こゝに於て視察団を組織し実況視察の途に上れり。加盟者は島村々長を始め、役場吏員、学校職員並に村内有志者にして、総勢三十三名に達せり。

## 第二節視察の実際

一行三十三名は、十一月六日日本郡白岡駅より上り一番列車に投じ、大宮熊ヶ谷にて乗替をなし、大里郡大麻生駅に下車す。同地付近を視察の後、一行再び熊ヶ谷町に引返し、更に四台の馬車を雇うて妻沼に向ふ。

聖天社境内に小憩の後、堤防に添うて南下し、妻沼大野等の決潰個所<sup>けつかい</sup>、及び惨たる被害の状況を詳細に視察して北埼玉郡上中条に達す。同堤防は実に本村の死活に至大なる関係を有するものなるを以て、一行皆

周密なる注意<sup>しゅうみつ</sup>を払って詳細に視察研究を遂げたり<sup>と</sup>。それより附近沿道の視察をなしつゝ羽生駅に至り駅前の茶亭に小憩の後、上り終列車に搭乗して一行無事帰路につけり。この行僅か<sup>わず</sup>に一日にすぎざりしと

雖<sup>いえども</sup>ども各人の益する所、蓋<sup>けだし</sup>尠<sup>せん</sup>少<sup>しょう</sup>にあらざりしや明らかなり。

## 第二十二章 義勇救助船新造

### 第一節 新造の趣意

由来本村は大なる河流に遠く、田畑相半あいはんして常時船舶を要するの機会少し、従つて之を有するもの又多からず

本校、亦また一隻の備船を有せずされば、今回の如き非常の大洪水に際しては之を如何ともすること能はず、空しくその蹂躪じゅうりんに委するの已むなきに至る、而も今回の如き大水災は今後と雖も必ずしもこれなき保し難きなり。こゝに於てか本村長島村繁氏は、先きに救助船新造の義を村会に謀りしが、経費多端の故を以て僅かに一隻を新造するに止まりたり。然れども、這船しやはんの如き大洪水に際しては僅かに一隻の船舶のみを以つてしては、一方 天皇后兩陛下の御眞影を守護し奉り、一方村民の危急ききゆうに赴きて遺憾いかんなきを期せんことは到底不可能の事に属するや明なり、こゝに於てか氏は本村四千有餘の同胞に訴へて義金の釀出きよしゆつを求め、之れにより更に数隻の船舶を新造し、かくて長く本村民をして後顧の憂を断たしめ、且つは公共的

精神の増進を企図せられんことを期し、遂にこの擧きよあるに至られしなり。

当時各株に配布せし趣意書を左に掲ぐ。

### 義勇救助船新造義金募集趣意書

茲こゝニ親愛ナル我百間村四千有餘ノ同胞諸君ニ訴フ、夫レ今回ノ大洪水ハ前古みぞう未曾有ノ天災ニシテ、其ノ當時ノ慘さんタル光景今尚耳目ニ存シテ片時モ危懼きぐノ念ヲ離レズ、各々安ンジテ其ノ業ニ就クコト不能、此秋ニアタリ敢あえてテ過去ノ慘状ちようぢようヲ蝶々スルヲ欲セズト雖モ、實ニ去ル八月十二日拂曉ふつぎようがせんとうじう俄然滔々タル濁流ハ天地モ滅センハカリノ勢ヲ以テ襲ヒ来リ、田畑、原野ハ勿論、森林ヲ壓あつシ家屋ヲ犯シ、忽たちまチニシテ七百有餘町歩ヲ有志スル本村ヲシテ茫々ぼうぼうタル大海ト化シ去リタリ、故ニ悲鳴ゆゑヲ上ケテ救ヲ求タル声四方ニ起リ、樹ニ攀よりテ屋裏ヲ破リテ遁のがれルモノ、老ヲ助ケ幼ヲ救ハントシテ家財ヲ濁流ニ奪ハル々等其ノ周章しゅうしやうろうばい狼狽ろうばい爲ス所ヲ知ラサルカ如キ有様ハ宛然えんぜん修羅ノ街ヲ現出スルニ似タリ、此時ニ当リ生等万難ヲ排シ出船以テ其ノ急ニ赴カントシタレドモ、如何セン本村準備ノ船舶一艘モアルナク、爲ニ遺憾ナカラ其ノ危急ニ應スルコト能ハス、空手傍觀スルノ已ムナキニ至ラントス、誠ニ千載ノ恨事ト云ハスシテ何ソヤ、然レトモ幸ニ

シテ一人ノ死傷者ナク避難スルコトヲ得タルハ之誠ニ天祐ニヨルト、一ツハ諸君ノ熱誠以テ相互ニ救助ニ努力セラレントニ外ナラサルナリ。

そもて抑モ本村ハ、地勢上ヨリ見ルモ一朝大洪水ニ際シテハ、頭上ヨリ其ノ災害ヲ被ルノ位置ニアリ、之レヲぼうぎよ防禦スヘキ一ノ堤防ヲ有セサルハしゃはん這船ノ如キ激甚ナル鴻水ノ奔来スルニ当リテハ、ばんけい萬頃ノ沃野モ鉅萬ノ財貨モ其ノ蹂躪ヲ免レス然リ、而シテ生等實地破堤ノ狀況ヲ視察スルニ、今回ノ如キ變災ハ将来ニ於テ猶しばしば屢々アルヘキコトヲ予想セサルヲ得ス、是レニ於テカいやくも苟モ職ヲ村治ニ奉スルモノ率先シテ之ガ備ヲナサザルベカラズ

依テ、今回しゃはん這船ノ如キ危急ニ應スル目的ヲ以テ、曩さかニ救助船新造ノ議ヲ提出シ村會ニ謀リシモ、經費多端ノ故ヲ以テ只一艘ヲ建造スルニ止マリタリ、然レトモ過船救助ノ實際ニ徴シテ考フルニ如斬稀有ノ大洪水ニ際シテ、只一艘ノ小船ヲ以テ畏おそれレヌクモ 天皇后兩陛下ノ御眞影ヲ守護シ奉リ、一方村民ノ救助保護ニ從事シテ遺憾ナキヲ期センコトハ到底不可能ノ事ニ屬スルヤ明ナリ、仍よつてテ此際一般村民諸君ト相謀リ船舶若干ヲ建造シ、一ハ以テ今回ノ如キ非常ノ備トナシ、一ハ以テ慘害ノ記念トシテ永遠ニ保存セバ永

ク後顧ノ憂イヲ断チ、且公共的精神ノ増進ヲ企図スルヲ得ンカ、ねがわ希クハ村民並ニ本村在住者及ヒ職ヲ本村ニ奉スルノ諸君幸ニ不肖カ衷心ちゅうしんヲ洞察シ奮ふるテ此舉はんヲ賛シ、義金ヲ醸出シ以テ自治ノ本分ヲ全カラシメシコトヲ祈ル

#### 附記

一、義金醸出額ハ一人金貳錢以上拾錢以下トス

但シ特志者ハ此限リニアラズ

一、義金醸出者ノ氏名ハ額面ニ記シ永遠ニ保存スルコト

一、造船費ニ餘金ヲ生シタル時ハ罹災救助基金ト為ス目的ヲ以テ郵便貯金預入シテ保管スルコト

一、義金醸出名簿ニハ義金醸出額及氏名ヲ記シタル上出金スルモノトス

但シ便宜上后日出金スルモ妨ケナシ

明治四拾参年拾壹月貳拾壹日

#### 第二節 方法



義金釀出名簿を作製し、趣意書に添へて之れを各株総代の許に送付し以て、義金釀出の勧誘並に之れが集を依頼せり。

### 第三節 義金額と人員

水災の日去つて未だ幾旬ならざるに係らず此の舉一度發せらるゝや村長島村繁氏の熱烈なる至誠に感  
じ金の釀出を申出づるもの続々としてあり、忽ちにして其の數、壹千參百八拾四人義金額百拾七圓參拾  
壹錢の多きに達せり。

今各株別によりて義金額並びに釀出人員を擧ぐれば左の如し。

| 株名  | 義金額   | 員数 |
|-----|-------|----|
| 中置  | 二円九二〇 | 七九 |
| 前原  | 四、六二〇 | 四二 |
| 金谷原 | 五、七九〇 | 八二 |
| 若宮  | 四、三〇〇 | 四三 |

|       |       |       |       |       |       |       |       |       |     |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|
| 山崎    | 道仏    | 中須    | 藤曾根   | 西     | 戸崎    | 逆井    | 平島    | 蓮谷    | 台ノ腰 | 姫宮    | 柚ノ木   |
| 四、五三〇 | 七、七七〇 | 二、六二〇 | 二、四八〇 | 七、六二〇 | 四、六二〇 | 二、五五〇 | 一、二四〇 | 三、一六〇 |     | 四、七七〇 | 四、〇七〇 |
| 九四    | 六〇    | 三八    | 三四    | 九二    | 一一〇   | 四六    | 一三    | 四五    |     | 七〇    | 四〇    |

|       |       |       |       |       |    |       |       |       |       |   |       |   |
|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|-------|---|-------|---|
| 在郷軍人  | 宿     | 松ノ木島  | 停車場   | 中寺    | 切戸 | 川島    | 内野    | 中洲島   | 西原    | 乙 | 西原    | 甲 |
| 二、〇〇〇 | 二、七六〇 | 二、六二〇 | 四、四五〇 | 四、二一〇 |    | 四、〇四〇 | 四、八五〇 | 三、一八〇 | 三、二三〇 |   | 四、一七〇 |   |
| 一     | 五八    | 三六    | 三七    | 七四    |    | 七四    | 五八    | 四〇    | 三四    |   | 四七    |   |

|    |         |       |
|----|---------|-------|
| 学校 | 八、五五〇   | 二九    |
| 役場 | 一〇、二〇〇  | 八     |
| 合計 | 一一七、三〇〇 | 一、三八四 |

#### 第四節 救助船の新造

救助船は大小總すべて三艘を新造し各船皆名称を附したり

- 一、尚文號 長さ 三間半、幅 四尺五寸、型 笹羽型
- 一、尚武號 長さ 三間半、幅 四尺五寸、型 同型
- 一、報國號 長さ 四間、幅 五尺五寸、型 身合型

右の外先に村費を以て新造せし船舶に対しても等しく名称附したり。

- 一、赤心號 長さ 間

以上の船舶には何れも船名を記したる船旗並に提灯ちようちんを備へ付け、昼間夜間何れの場合に於ても之が行動

に遺憾いかんなきを期せられたり。

#### 第五節 新造救助船の縦覧じゅうらん

救助船新造工ならば盛大なる推進の式を擧げ、一般村民の縦覧じゅうらんに供す計画なりしも時恰あたかも農繁の期に際したれば之をやめ、前記四艘の船舶を学校運動場に陳列ちんれつし、以て一艘そうの縦覧じゅうらんに供したり。

#### 第六節 救助船の保管と使用方法

救助船は全部学校に於て保管し、一旦かんきゅう緩急に際しては村長又は役場吏員りいんの指揮によりて之を使用することと定められたり、然しかうして其の中一隻は船名を記したる船旗提灯に代ふるに御守護船を記したる船旗又は提灯を立て、御眞影の御守護に任じ万一の危険な可らしめんことに定められたり。

#### 第七節 趣意書と義金醸出者

義金醸出者きよしゆつ名は趣意書と共に之を長さ二間半幅四尺五寸の大額面に記載して、本村小学校内に掲げ以て此快拳かいきよと芳名とをして萬世不朽に伝ふることとせられたり。

## 補遺

### 第一章 諸税免除金額

#### 第一節 地租免除額

#### 第二節 県税地租割及び県税戸數割免除額

##### 一、県税地租割免除額

金二百二十五円十五銭五厘也

##### 二、県税戸數割免除額

金五十一円二十銭也

之れを更に各字別によりて示せば次の如し

大字 地租割免除額 人員 戸數割免除額 人員

東 四四、九七五 一三、二一〇

|     |         |        |
|-----|---------|--------|
| 中   | 三五、七〇五  | 七、二一〇  |
| 金谷原 | 二〇、六〇〇  | 四、五七〇  |
| 西原  | 二六、〇六五  | 七、七一〇  |
| 百間  | 三八、三四五  | 七、〇九〇  |
| 中島  | 四〇、五九〇  | 六、五七〇  |
| 蓮谷  | 一八、八七五  | 四、四三〇  |
| 計   | 二二五、一五五 | 五一、二〇〇 |

備考

地租割除は戸主家族の納額併算して、地租営業税三十円未満の者にして田租免税となりたる地租の下半期にして免租地租一円につき金三十三銭八厘の率なり。

戸数割除は、地租所得営業県税営業税雑種税併算して拾円未満の者に限る

第二章 本村負担の諸費

本村は明治四十三年水災の当時役場雇員及び人夫の手当、並びに炊出救助費其の他に

金三百八円二十三銭五厘

を支出せり。右は地租一円に付き三銭二厘の率にて四十四年一月十七日發符同二十三日徴収せり



注

1.

本書は、水害の記録として記載された歴史書でもあり、基本的に原文を尊重し、原文のままに筆記するよう努めたが、基本的に原文を尊重しつつも、誤字、旧字等を出来るだけ現代の文字に直した。

また、句読点、ふりがなを付け読みやすくするため一部直した。

2.

また、本文中誤記と思われるか所もあるが、明らかな間違い以外は本文そのままとした。

平成二十一年十月

宮代町郷土資料館